

<p>1. 開会 中島補佐</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今から、「令和2年度第1回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠に有り難うございます。</p> <p>私は、本審議会の事務局を担当しております、賃金室長補佐の中島と申します。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>本日の議題の審議に入るまでの間、事務局の方で司会進行をさせていただきます。</p> <p>まず、本審議会の委員の出席状況について、御報告いたします。</p> <p>本日の委員の出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名で、委員総数15名中13名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、長崎労働局長より御挨拶を申し上げます。</p>
<p>2. 局長挨拶 瀧ヶ平局長</p>	<p>瀧ヶ平でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>4月1日付けで着任しております、本来であれば、着任してすぐに御挨拶に回らなければいけないのですがけれども、コロナの関係で、挨拶回り等を自粛せよとの話でございましたので、本日になっております。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しいところ、本日の長崎地方最低賃金審議会に御出席いただきまして、感謝申し上げます。</p> <p>さて、中央最低賃金審議会におきましては、先月26日に地域別最低賃金額改定の目安について調査審議を求める旨の諮問が厚生労働大臣から行われ、最低賃金改正に向けてスタートしたところでございます。</p> <p>厚生労働大臣は諮問にあたりまして、厚生労働大臣の挨拶の中で御紹介しているのですがけれども、6月3日に官邸で開催されました全世代型社会保障検討会議において、労使団体の方も参加いただきまして、今年度の最低賃金についての意見を伺っているところでございま</p>

すが、会議での意見も踏まえ、安倍総理より、「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均1000円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との政府としての考えを示され、厚生労働大臣に対し、総理から「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるように」と指示があったと発言され、また、新型コロナウイルス感染症による雇用情勢や経済活動の自粛等の影響が顕著となっている状況を十分に考慮いただきながら審議をお願いする。」旨発言をしているところでございます。

一方、長崎県内の経済情勢について見ますと、6月10日に日本銀行長崎支店が公表した「長崎県の金融経済概況」によりますと、県内経済の基調判断について、「長崎県の景気は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、厳しい状況が続いている。」とされております。

また、令和2年5月の有効求人倍率は、56か月ぶりに1.00倍を下回り、0.94倍となっているということで、県内の雇用失業情勢は、新型コロナウイルスの感染拡大により求人が減少し、厳しい状況となっているところでございます。

このような状況の中で、地方最低賃金審議会の果たす役割は、働く方々にとってのセーフティーネットの一つである最低賃金額を決定するということであり、極めて重要な会議でございます。

委員の皆様方におかれましては、昨年4月より順次施行されております「働き方改革関連法」にも御配慮いただき、最低賃金を取り巻く諸般の実情を総合的に勘案し、円滑な御審議を賜りますよう御協力をお願いいたします。

長崎県における最低賃金が決定するまでの間、委員の皆様方には多大なる御苦勞をおかけすることとは存じますけれども、何とぞよろしくお願い申し上げます。

冒頭の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

中島補佐
3. 審議会委員及び事務局
について

中島補佐	次に、本年度の審議会委員及び事務局について、室長より説明いたします。
上戸室長	こんにちは、賃金室長の上戸です。 今年度もよろしく願いいたします。 座って御説明させていただきます。 皆様のお手元に御配りしております資料の1ページ、資料番号1の「長崎地方最低賃金審議会委員名簿」を御覧下さい。 第53期の審議会委員につきましては、平成31年4月1日から任期を2年として、就任いただいておりますけれども、公益代表委員の「伊東委員」が3月に退任されまして、新しく「山中委員」が就任されております。 各委員の皆様方へは、4月初旬にメールにて、お知らせをしておりますけれども、改めて、御紹介をさせていただきたいと思っております。 新任委員となられました公益代表委員の「山中先生」でございます。 御挨拶を一言お願いいたします。
山中委員	皆さんこんにちは、浦上水源地近くで、司法書士をしております山中と申します。コロナの影響で、今日が初めての、しかも、皆さんは2年目ということで、私だけ伊東先生の後任ということで、不慣れではございますが、どうぞ皆さんよろしく願いいたします。
上戸室長	ありがとうございました。 委員の皆様方には、本年度も大変御苦勞をおかけすることとなりますけれども、よろしく願いいたします。 事務局におきましても、今年度、職員が交代しておりますので、御紹介させていただきます。 中央が、冒頭御挨拶を申し上げました「瀧ヶ平労働局長」でございます。
瀧ヶ平局長	よろしく願いします。
上戸室長	続きまして、事務局でございますけれども、局長の隣、皆様方から見て右手の方になりますけれども、村木労働基準部長でございます。

村木部長	よろしくお願いいたします。
上戸室長	その後ろが、中島賃金室長補佐でございます。
中島補佐	よろしくお願いいたします。
上戸室長	私の後ろが、川原専門監督官でございます。
川原専門官	よろしくお願いいたします。
上戸室長	御覧のメンバーで、本年度の最低賃金審議会の円滑な議事運営を行なってまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。
中島補佐	ありがとうございました。 それでは、会議次第に基づきまして、4番目の議題に移らせていただきます。 ここからは、審議会会長でいらっしゃいます松本会長のほうに御挨拶をいただきまして、この後の議事の進行をお願いいたします。
松本会長	昨年度に引き続きまして、会長を務めさせていただきます。ひとつよろしくお願いいたします。 ここからは、座らせていただいて議事進行をさせていただきます。 今年に入りまして、新型コロナウイルス感染症による不要不急の外出、イベント等の自粛、4月16日には、全都道府県を対象に緊急事態宣言が発令され、その後、長崎では5月14日に、全国では5月25日に宣言が解除されまして、徐々に外出自粛の緩和、県境をまたぐ移動自粛の緩和等が見られるようになりましたが、感染症に伴う、雇用、経済への影響は、大変厳しい状況にあります。 このような状況の中、最低賃金の重要性を鑑みますと、その責任の重さを改めて痛感しているところでございます。 本年度におきましても、委員の皆様のお協力をいただきまして、長崎県最低賃金審議会の円滑な運営に力を尽くしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、本日の会議の議事録の署名でございますが、当審議会の運営規程第7条に「会議の議事については、議事録を作成し、議事録

	<p>には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。」との規定がありますので、公益委員は私、労働者側委員は「古川委員」、使用者側委員は「岩根委員」を、それぞれ御指名させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>4. 議題（1） 松本会長</p>	<p>それではさっそく議題に入ります。 最初の議題は、「長崎県最低賃金の改正諮問について」でございます。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>上戸室長</p>	<p>長崎県最低賃金の改正諮問につきましては、先ほど、局長が挨拶の中で述べましたように、中央最低賃金審議会における目安諮問にあたり、厚生労働大臣から「早期に全国加重平均1000円を目指す」との政府方針は堅持しながらも、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響を十分に考慮した審議をお願いする旨の発言がっておりますので、最低賃金法第9条に定める三原則の観点について総合的に勘案しつつ、長崎県内における経済情勢等も踏まえた御審議をお願いすることとして、労働局長からの改正諮問を行いたいと存じます。 それでは、中央でお願いいたします。</p>
<p>瀧ヶ平局長</p>	<p>長労発基0703第1号、令和2年7月3日、長崎地方最低賃金審議会会長松本睦樹殿、長崎労働局長瀧ヶ平仁。 最低賃金の改正決定について（諮問） 最低賃金法第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。 よろしく願いいたします。</p>
<p>上戸室長</p>	<p>ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを、皆様方の御手元にお配りしますので、御確認をお願いいたします。</p>
<p>松本会長</p>	<p>ただ今、配布されました諮問文を確認されまして、何か御意見等がございますでしょうか。</p>

各委員	<意見等なし>
松本会長	よろしいでしょうか。
5. 議題(2)①	
松本会長	<p>それでは、次に「長崎県最低賃金専門部会の設置等について」の議題の一番目、「専門部会の設置について」でございます。</p> <p>ただ今、局長から当審議会に対しまして、長崎県最低賃金の改正についての諮問がございました。</p> <p>長崎県最低賃金の改正審議に当りましては、最低賃金法第25条第2項の規定により、専門部会を設置することが義務づけられておりますので、専門部会委員の任命手続き等について、事務局から説明をお願いします。</p>
上戸室長	<p>それでは、「専門部会委員の任命手続き等」について、御説明いたします。</p> <p>専門部会の委員につきましては、最低賃金法及び審議会令によりまして、公労使委員同数とされ、委員数は9名以内とされておりますので、公労使各3名の委員により組織されます。</p> <p>なお、公益代表委員につきましては、労働局長が任命し、労働者代表、使用者代表委員につきましては、関係労使団体の推薦に基づきまして、労働局長が任命することとなっております。</p> <p>労使委員の推薦の公示につきましては、公示日が本日、7月3日（金）、締切日は7月20日（月）を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、公示につきましては、長崎労働局掲示板及びホームページにて行いますが、候補者の推薦書等諸様式に関しましては、ホームページにも掲載する予定ですので、御活用をお願いいたします。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたように、本日から7月20日までの間、労使それぞれの専門部会委員の推薦公示を行うことにつきまして、御質問等がございますでしょうか。</p>
各委員	<質問等なし>

松本会長	御質問等がありませんので、ただ今の説明どおり、本日から7月20日までの間、労使それぞれの専門部会委員の推薦の公示を行うことといたします。
5. 議題(2)②	
松本会長	<p>次に、議題は、「専門部会の決議について」でございます。</p> <p>「最低賃金審議会令」の第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされておりますが、当審議会といたしましては、例年、「地域別の最低賃金につきましては、第6条5項を適用しない。」こととしているところでございます。</p> <p>本年度におきましても、同様の扱いをしたいと考えておりますが、如何でしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
松本会長	異議なしとのことなので、地域別最低賃金につきましては、専門部会での決議が全会一致となった場合であっても、それをもって審議会の決議とはせず、本審議会において決議することとします。
5. 議題(3)	
松本会長	続きまして、「関係労働者又は関係使用者の意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。
上戸室長	<p>長崎地方最低賃金改正諮問後の関係労働者、又は関係使用者の意見聴取手続につきましては、最低賃金法第25条第5項、並びに施行規則第11条第1項により、「意見聴取」、並びに「意見書の提出」の公示が義務付けられております。</p> <p>長崎地方最低賃金審議会におきましては、平成25年度までは、離島の商工会の方など、労側、使側それぞれ2団体、合計4名の方を審議会の場に出席させて、意見を聴く方法をとっていましたが、早期発効を目指した審議会の迅速な運営や、他県の実施状況等を考慮しまして、平成26年度以降、労使からの依頼による意見聴取につきましては、省略、廃止とし、必要があれば書面を提出するという形で行って</p>

	<p>きました。</p> <p>また、昨年度までは、意見書の提出がありました長崎県労働組合総連合から、意見陳述の申し出があり、参考人聴取の必要性を検討されたうえで、第2回最低賃金審議会におきまして意見聴取を行ってきたところです。</p> <p>事務局としましては、今年度も、昨年度と同様に意見陳述の申し出が予想されるところでありまして、今年度の参考人の意見聴取の方法等につきまして、御審議をお願いしたいと思います。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、参考人の意見聴取につきまして、事務局から説明がありましたが、今年の参考人の意見聴取の方法等について、何か御意見はございますでしょうか。</p> <p>もしありましたら。</p> <p>使用者側の方から、まず、岩根委員の方から。</p>
岩根委員	<p>基本的には、今年の状況は皆さん御存じのとおりなので、個別の参考人聴取が必要なのかというのは、現時点での私個人の考えでは、必要ないと考えています。</p> <p>ただ、通常の手続きどおり、意見書面重視でお願いしたいと思っておりますけれども、具体的に申し出があって、陳述したいという場合に、それを必要ないですよと言うことが言えるのかどうか、よく分かりません。</p> <p>正直言うと、今年の賃金にあたっては、個々の陳述がどのレベルでないと、そういう風に考えていますので、ちょっと中途半端な意見となりますが。</p>
松本会長	<p>分かりました。</p> <p>使用者側の他の委員方、何か他に御意見ございますでしょうか。</p>
使側各委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>それでは、労働者側委員の方お願いします。</p>
古川委員	<p>労側としても同様の考えでございまして、申出等があった場合につ</p>

	<p>いては、そういったお話については、労側としては、お聞きをしたいということをおもっております。以上です。</p>
松本会長	<p>労側の他の委員の方、追加して何か御意見がございましたら。</p>
労側各委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>分かりました。</p> <p>それでは、最低賃金法第25条第5項の規定等により、参考人を本審議会に出席させての意見聴取につきましては、前年同様、関係団体から意見書の提出、並びに意見陳述の要望がなされた場合は、参考人聴取の必要性を検討のうえ、判断することとさせていただきます。</p> <p>なお、最低賃金法第25条第6項の規定には、関係労使以外の者、例えば産業事情や経済事情に精通した学識者等からの意見を聴くこともできるとありますので、最低賃金の決定によって実際に影響を受けることとなる関係者の意向反映や実態把握が十分になされるよう、当該意見聴取について必要と認められる場合には、御相談をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、長崎県最低賃金の改正に係る関係労使の意見聴取に関する公示について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
上戸室長	<p>長崎県最低賃金の改正に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取につきましては、最低賃金法第25条第5項の規定等に基づきまして、本日から7月20日までの間、公示を行いまして、広く御意見を頂戴することにいたします。</p> <p>なお、提出いただきました関係労使の意見書につきましては、次回審議会の開催前に、各委員の皆様方に配布したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたように、7月20日までの間、意見聴取の公示を行うこととします。</p>
5. 議題（4）	

松本会長	<p>次の議題は、「審議日程等について」でございます。 事務局から説明をお願いします。</p>
上戸室長	<p>審議会（地賃・特賃）開催日程等（案）、令和2年度長崎地方最低賃金審議会の運営について（案）を御配りしますので、御覧いただきたいと思っております。</p> <p>今、配布させていただきました「審議会（地賃・特賃）開催日程等（案）」につきまして、御説明をいたします。</p> <p>現在のところ、中央最低賃金審議会におきましては、6月26日に諮問が行われておりますが、今後、7月10日、15日、20日に審議会が開催され、その後、目安答申がなされる予定となっております。</p> <p>長崎におきましては、8月3日（月）午前9時30分から第2回本審を開催し、本審終了後、午前10時30分頃から、第1回目の最低賃金専門部会を開催して、部会長並びに部会長代理の選任後、実質的な御審議をいただきたいと考えておりますので、労側・使側、それぞれの基本的な考え方、金額の提示等につきましても、御準備をしていただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、中賃にて出されました関係資料につきましては、その都度、抜粋してメール送信するとともに、ネットでの掲載先等をお知らせいたします。</p> <p>また、中賃での目安答申が出ましたら、できる限り速やかに皆様方にメール送信にてお知らせいたします。</p> <p>開催日程等（案）におきましては、第2回の専門部会を8月5日（水）、第3回の専門部会を8月7日（金）に計画しているところであります。</p> <p>改正する場合、スケジュール上では、8月7日の部会で決定して、同日の本審にて答申をいただいた場合、8月25日に異議審を開催できれば、最短で10月3日の発効ということになります。</p> <p>続きまして、特定最低賃金の改正につきまして御説明いたします。</p> <p>令和2年2月3日及び4日に3業種の関係労働団体から「意向表明」がありまして、申出時期については、7月上旬となっておりますが、電子部品製造業については、6月30日に申出書の提出がなされております。</p> <p>今後、提出されました申出書につきましては、内容を精査しまして、要件を満たしているかと判断されましたら、8月3日の第2回の本審に</p>

おきまして、局長から改正の必要性の有無について、諮問をさせていただき予定にしております。

その後、9月3日（木）の第5回の本審におきまして、参考人意見聴取を行いまして、「改正の必要性有りの答申」をいただいた場合、最低賃金法第25条第2項の規定に基づく、専門部会の設置が必要になりますので、労使それぞれの団体より、各特定産別の専門部会委員の御推薦をいただくための公示を行いまして、9月29日（火）に第1回合同部会を開催したいと考えております。

労使の委員の皆様方におかれましては、参考人意見聴取の人選と、事前の日程調整等につきまして、よろしくお願いいたします。

また、10月以降の特定最低賃金に係る審議会日程等（案）につきましては、昨年度の審議日程を踏まえまして、年内発効となるように、事務局にて早めの案を作成したものですので、特定最低賃金の日程につきましては、各委員が決まり次第、改めて、日程調整を行いたいと考えております。

続きまして、お配りしました、「令和2年度長崎地方最低賃金審議会の運営について（案）」の御説明をいたします。

長崎では、例年、第1回の審議会におきまして、当年度の円滑な審議会運営のために、公労使各委員で申し合わせいただいている事項がございます。

内容としましては、「最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるように、審議の促進に努める」「関係労使の意見を十分把握するように努める」「専門部会において全会一致の結論が得られるように努力する」等でございます。

また、特定最低賃金の審議におきましても「専門部会で全会一致の結論が得られるよう努力する」というものでございます。

本年度も円滑な御審議をいただくために、審議会の運営について、申し合わせを行っていただきますよう、御審議をお願いいたします。

松本会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から「審議会開催日程等（案）」、及び「令和2年度長崎地方最低賃金審議会の運営について（案）」の2つの文書の説明がございました。

何か御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

中嶋委員	<p>1点だけ。聞き漏らしたかもしれませんのでお尋ねします。</p> <p>中賃の日程について、諮問が6月28日で、あと、7月10日、7月15日とお聞きしたのですが、間違いはないですかね。もう一度説明をお願いします。</p>
上戸室長	<p>中賃の方は、6月26日に諮問が行われております。</p> <p>今後の予定としましては、7月10日、15日、20日になります。</p>
松本会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他に、ございますでしょうか。ありませんか。</p> <p>それでは、これで質問は無しということで。</p> <p>それでは、令和2年度の「審議会開催日程等（案）」、及び「令和2年度長崎地方最低賃金審議会の運営について（案）」は、了承することといたします。</p> <p>審議日程の関係ですが、事務局より、8月初旬に集中的に専門部会を開催したいとの説明がありました。</p> <p>まだ、専門部会の委員も決定していない段階ではございますが、長崎県最低賃金の早期発効ということで、皆様の御協力をよろしく願いいたします。</p> <p>なお、本審議会等の公開、非公開につきましては、長崎地方最低賃金審議会運営規程第6条におきまして、「会議は、原則として公開とする。但し、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある等の場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされておりますことから、最低賃金の改正に係わる金額審議や、参考人意見聴取に係わる審議等につきましては、会長判断により、非公開とする場合があることを申し添えさせていただきます。</p>
5. 議題（5）	
松本会長	<p>次に、「その他」でございますが、事務局から資料について御説明をお願いいたします。</p>
上戸室長	<p>それでは、資料の御説明をさせていただきます。</p> <p>資料の目次を御覧ください。</p> <p>資料番号1及び2は、長崎地方最低賃金審議会委員名簿と各種審議会運営規程でございます。</p>

	<p>資料番号3から5は、日本銀行長崎支店及び財務省福岡財務支局長崎財務事務所が発表している長崎県の経済関係情報でございます。</p> <p>資料番号6-1は「長崎県の雇用失業情勢」、6-2は「職業安定業務月報ながさき」、6-3は「職種別 有効求人・有効求職の状況」、資料番号7は、長崎県県民生活環境部統計課作成の「長崎県の賃金・雇用の動き」、資料番号8は、「令和2年度春闘 各機関別賃上げ集計状況」です。</p> <p>また、別冊としまして、6月26日に開催されました、目安に関する小委員会におきまして、厚生労働省から提出された資料を添付しております。</p> <p>資料番号1は、「主要統計資料」となっておりますけれども、資料番号2は、目安に関する小委員会の「今後の予定（案）」となっております。</p> <p>資料番号2は、最後の1枚紙となっております</p> <p>「主要統計資料」の「全国統計資料編」には、GDP等の「主要指標の推移」、「賃金・労働時間の推移」等が記載されております。</p> <p>また、「都道府県統計資料編」には、1人当たりの県民所得・標準生計費・高卒初任給等の「各種関連指標」、「消費者物価指数等の推移」、「労働者数の推移」等が掲載されております。</p> <p>これらの資料につきましては、今後の審議の参考として、御活用いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>「その他」で、資料以外につきまして、何か事務局の方からあるでしょうか。</p>
上戸室長	<p>特にございません。</p>
松本会長	<p>それでは、先程、事務局から説明がありましたとおり、次回の第2回審議会本審は、令和2年8月3日（月）午前9:30から、この会議室にて開催いたします。</p> <p>また、終了後、引き続いて第1回専門部会を開催しますので、よろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の審議会はこれで閉会とします。</p>

以上のとおり相違ないことを確認し、署名する。

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員